平成３０年（フ）第２７１７号
東京都江東区大島４丁目17―14　パークサイドＥ102
債務者　野呂　正美
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７１８号
東京都日野市新町１丁目13　日野新町１丁目アパート９―406
債務者　山崎　和夫
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７２０号
東京都板橋区大谷口１丁目９―６―202
債務者　沼田　健太
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７２３号
東京都練馬区富士見台４丁目40―12―102
債務者　永倉　　強
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７２６号
群馬県高崎市寺尾町2626―２―309
債務者　福田　　勇
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７３３号
東京都江東区森下４丁目17―８―303
債務者　宮田喜久夫
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７３４号
東京都江東区森下４丁目17―８―303
債務者　宮田　正美
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７３６号
東京都大田区羽田４丁目７―１―706
債務者　安達　芙美（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７４３号
東京都品川区北品川１丁目７―１―1204
債務者　金子　　浩
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７４８号
東京都中野区新井１丁目10―７―104
債務者　牧　　陽一
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７４９号
東京都江戸川区江戸川６丁目38―18―101
債務者　池田　和香
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２１号
東京都小平市花小金井６丁目20番３―401号
債務者　村田　　隆
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３９１号
横浜市泉区上飯田町4663番地１　ライオンズマンション相鉄いずみ野604号
債務者　阿部くみ子（旧姓吉野）
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４７１号
横浜市戸塚区南舞岡２丁目５番19―102号
債務者　須田健太郎
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５３５号
神奈川県綾瀬市寺尾本町３丁目８番13号
債務者　寺内　武志
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５５０号
横浜市磯子区馬場町２番８号　ハイツ海老坪202号
債務者　大石　高義
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部